

# 山梨県公報

第千三百七十五号

平成十五年

四月十七日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定(三件)……………一四五

建築基準法に基づく道路位置指定……………一四六

土地改良事業施行の同意(二件)……………一四六

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)……………一四六

開発行為に関する工事の完了について……………一四七

土地改良区役員の退任及び就任(四件)……………一四七

土地改良区役員の就任……………一四九

土地改良区役員の退任……………一四九

落札者等の決定について……………一四九

公安委員会

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正……………一五〇

技能検定員等審査の実施……………一五〇

遊技機の型式の検定……………一五一

## 告示

### 山梨県告示第二百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 保安林の所在場所

大月市大月町花咲字六本木三八八七、三八八八、三九一〇から三九一三まで、北都留郡小菅村字水之久保一〇七三、一〇七四の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字六本木三八八七(次の図に示す部分に限る。)、三八八八、三九一〇(次の図に示す部分に限る。)、三九一一から三九一三まで、字水之久保一〇七三・一〇七四の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに大月市役所及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 保安林の所在場所

東山梨郡大和村田野字曲沢一〇二の一、一〇三の一、一〇四の一、一〇六の一、一〇六の二、一〇六の四、一〇六の五、一〇七の二、一〇七の三、一〇八の一、一〇八の二、一〇九の一、一〇九の三、東八代郡境川村大黒坂字春日山一四二四の一、中道町下向山字女沢二五四の五、女沢二一六〇の三

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字曲沢一〇三の一、一〇六の一、一〇六の二、一〇六の五、一〇七の一、一〇九の一(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、字曲沢

一一〇九の三、字春日山一四二四の一、字女沢二一五四の五、女沢二一六〇の三  
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。」

**山梨県告示第二百五十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
 平成十五年四月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所  
 東八代郡境川村寺尾字白戸三六〇一の二

二 指定の目的  
 土砂の崩壊の防備

三 指定施設要件  
 (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
 字白戸三六〇一の二  
 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び境川村役場に備え置いて縦覧に供する。」

**山梨県告示第二百五十六号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十五年四月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

東八代郡石和町山崎字伊勢宮一三二番一七八  
 二 道路の幅員  
 六・〇〇メートル  
 三 道路の延長  
 十一・六一メートル

**山梨県告示第二百五十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年三月三十一日に土地改良事業（竹森地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。  
 平成十五年四月十七日

**山梨県告示第二百五十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年三月三十一日に土地改良事業（北原地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。  
 平成十五年四月十七日

**公 告**

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十五年四月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年三月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
 1 名称 川口工務店

2 主たる営業所の所在地 東八代郡中道町下曾根百九番地  
 3 代表者の氏名 川口照男

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四五七号  
 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十五年三月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社ハヤノ通商

2 主たる営業所の所在地 甲府市東光寺一丁目四番十号

3 代表者の氏名 早野潔

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七三〇二号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年三月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十五年三月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 江藤工業所

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡八田村野牛島二千四百五十番地四

3 代表者の氏名 江藤充男

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七一四八号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、

しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し  
五 処分の原因となった事実 平成十五年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十五年三月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社ジーエムコーポレーション

2 主たる営業所の所在地 甲府市横根町四百八十番地一

3 代表者の氏名 続木元喜

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第八〇九二号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し  
五 処分の原因となった事実 平成十五年三月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町之田字稲積九七の三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町下三條千二百九十九番地 塚原住宅 A 小澤直樹

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、櫛形土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年四月十七日

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	河野 大文	中巨摩郡櫛形町上宮地二二九〇番地	平成十四年十二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	米山 和人	中巨摩郡櫛形町上宮地一三二六番地	平成十五年三月二十日

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市之蔵土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年四月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	降矢 好文	東八代郡一宮町市之蔵五二五番地	平成十五年三月三十一日
同	萩原 正純	三六六番地	同
同	鈴木 清孝	四二八番地	同
同	山口 竹夫	一三五番地二	同
同	堀内 詔一	一一四番地	同
同	降矢 征祇	八〇番地	同
同	三枝 久夫	六五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	堀内 圓	六八番地	同
同	山口 林雄	九六二番地	同
同	小川 徳雄	一三八九番地	同
同	堀内 潮	六七番地	同
同	佐野 廣	四二五番地	同

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、朝穂

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	田中 秀穂	東八代郡一宮町市之蔵五二七番地	平成十五年四月一日
同	降矢 好文	五二五番地	同
同	田中 邦和	四四〇番地	同
同	萩原 友喜	六〇八番地	同
同	堀内 利長	一〇八一番地	同
同	武井 正導	九五九番地	同
同	萩原 英友	四九番地	同
同	古屋 順司	三七番地	同
同	神宮字治彦	九六三番地	同
同	小池 茂雄	塩田一三八八番地	同
同	佐野 廣	市之蔵四二五番地	同
同	堀内 潮	六七番地	同

堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	奥水 幸人	北巨摩郡明野村浅尾一〇五四番地四	平成十五年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	篠原 茂	北巨摩郡明野村浅尾八七四番地	平成十五年四月一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楯無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	根津 藤夫	北巨摩郡双葉町宇津谷三七六四番地	平成十五年三月三十一日

同

同	飯室 淳雄	同 菅浦沢六二〇番地	同
同	飯室 憲雄	同 六一八番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	有泉 光夫	北巨摩郡双葉町宇津谷四四四五番地	平成十五年四月一日

同

同	飯室 秀彦	同 菅浦沢七六六番地二	同
---	-------	-------------	---

同	小林喜美男	同 一一五六番地	同
---	-------	----------	---

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、円野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。  
平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	山本 雄次	韮崎市旭町上条南割一九八五番地	平成十五年三月二十三日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。  
平成十五年四月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	向山 公男	韮崎市神山町鍋山一七四六番地	平成十四年十二月二十六日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十五年四月十七日

山梨県立中央病院管理局長 中村 紘昭

一 随意契約に係る物品の名称及び数量  
セラゼイム注二〇〇単位 四百六十八バイアル（予定数量）



二 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スズケン甲府支店 山梨県中巨摩郡田富町流通団地三丁目七番三号

五 随意契約に係る契約金額

一 バイアルあたり 一五万六千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第二十六号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定 平成六年山梨県公安委員会告示第二十七号の一部を次のように改正する。

平成十五年四月十七日

#### 山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

「韮崎市」の下に「、南アルプス市」を加え、「、同郡富沢町」及び「、同郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町、同郡甲西町」を削る。

#### ● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十五年四月十七日

#### 山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十五年五月十九日（月）及び五月二十三日（金）  
（午前九時から午後四時まで）

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十五年四月十八日（金）から平成十五年五月九日（金）まで

2 場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課

教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

（一）特定第一種運転免許  
一万四千七百五十円

（二）普通自動車免許  
二万五百円

（三）大型自動車第二種免許等

- 二万二千五十円
- 2 教習指導員審査
- (一) 特定第一種運転免許  
九千八百五十円
- (二) 普通自動車免許  
一万二千五百五十円
- (三) 大型自動車第二種免許等  
一万二千五百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号）第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年四月十六日までとする。  
平成十五年四月十七日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型 式	製 造 又 は 輸 入	製 造 又 は 輸 入	検 定 番 号
	遊 技 機 の 種 類 及 び 区 分			

奥村遊機株式会社 代表取締役 役 上野栄作 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	和（なごみ）ワールド	奥村遊機株式会社	三〇〇七九
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中砂町一四五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRホット トクルー ジングZ X1	株式会社 まさむら 遊機	三〇〇三一
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中砂町一四五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRホット トクルー ジングV X1	株式会社 まさむら 遊機	三〇〇一八
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR大江 戸夢歌舞伎	株式会社 ミズホ	三〇〇一一
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六條第二号（別表第五） 第一種特別電動役物	マジック モンスター	株式会社 オリンピア	三四〇一〇七
株式会社クリエイト・ツーワン 代表取締役 椎名遼一郎 愛知県東海市富木島町貴船四九番地の一	回胴式遊技機 規則第六條第二号（別表第五） 第一種特別電動役物	モーモー パラダイス	株式会社 クリエイト・ツーワン	三四〇〇四四

株式会社大一商会 代表取締役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	天才バカ ボン2E X	株式会社 大一商会	三〇〇〇九五
株式会社ニユーギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRトロ ピカルパ ラダイス MB	株式会社 ニユーギ ン	三〇〇一三九
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRファイ バーア ラビアン ナイツフ XV	株式会社 三共	三〇〇一四八
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRファイ バーア ラビアン ナイツR XV	株式会社 三共	三〇〇一六一
株式会社まさむら遊機 代表 取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中村区中砂町 一四五番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRホッ トクルー ジングZ 3	株式会社 まさむら 遊機	三〇〇〇八一